

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、地方公共団体が自由に使える財源の拡充と安定確保が不可欠である。

平成26年度においては、景気回復に伴う地方税収の増加もあり、地方交付税総額が前年度より0.2兆円少ない16.9兆円となったものの、地方の一般財源総額については前年度を0.6兆円上回る60.4兆円が確保された。また、地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠については、地域の元気創造事業への振替分を含め、実質的に前年度の水準が維持された。

しかし、地域経済は政府の景気雇用対策による効果が偶々に浸透するまでには至っておらず、消費税率引上げに伴う景気の動向も注視しなければならない状況にある。

国においては、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、実質的に平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、地方交付税の予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、臨時財政対策債の発行など特例措置を講じるのではなく、交付税率を引き上げること。

なお、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実な確保を図ること。

また、地方公共団体が地域の実情に沿った適切な雇用・地域経済対策等を講じられるよう、歳出特別枠を維持するとともに、地方公共団体が南海トラフ巨大地震等を想定した防災・減災対策に対し中長期的かつ計画的に取り組むことができるよう、安定的な財源を確保すること。

2 社会保障制度改革に伴う財源の確保

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」で示された、医療、介護、少子化対策等の社会保障制度改革の具体化に当たっては、地方公共団体等の関係者と十分に協議を行い、地方の意見を反映させるとともに、改革の実現に要する財源を安定的に確保すること。

特に、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入すること。

3 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税原資とする地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して、平成27年度から計上することとされている地方財政計画の歳出については、その全額を計上するとともに、財政力の弱い地域に重点的に配分すること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直しに当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在の是正措置を講じるとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること。

4 法人実効税率引下げに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源であることから、法人実効税率の引下げを行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を必ず確保すること。

5 自動車取得税の見直しに伴う代替財源の確保

自動車取得税については、与党の平成26年度税制改正大綱において、消費税率10%への引上げ時に廃止することとされ、自動車税において環境性能課税を実施し、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとしている。その見直しを行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、具体的な代替財源を必ず確保すること。

また、代替財源による税収が平年度化するまでの間の減収分については、地方財政計画において確実に措置すること。

6 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、地球温暖化対策に関する地方公共団体の役割を踏まえ、その一部を地方税源化すること。

7 地方公務員給与のあり方

地方公務員給与については、人事院と人事委員会が共同で実施する民間給与調査の結果に基づき、人事委員会が勧告を行い、労使交渉を経て、最終的には各地方公共団体の議会の議決により決定されるものである。

現在、人事院により検討が進められている国家公務員給与の総合的見直しは、国家公務員の給与制度に関するものとはいえ、地方公務員の給与制度や地方交付税の算定にも大きな影響を与えるもの

と考えられる。このため、国は地方公共団体に対し、速やかに十分な情報提供を行うとともに、地方公務員給与をはじめとする地方公務員制度のあり方を見直す場合には、地方の自主性を尊重し、「国と地方の協議の場」等において十分な協議を行うこと。

8 平成26年度で設置期限を迎える基金の取扱い

平成26年度で全部又は一部の事業が終了する「安心こども基金」や「森林整備加速化・林業再生基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」、「高校生修学支援基金」、「地域自殺対策緊急強化基金」等、国の経済対策による基金については、必要に応じて、期間延長や基金の積み増し、代替事業の創設等の措置を講じること。その際、地方公共団体の裁量による、主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

また、既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設された基金を含め、基金事業に係る国の財政措置に関する中長期的な方向性を示し、必要なサービスを行うための財源が安定的に確保される制度を構築すること。

平成26年6月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞